

千葉県新庁舎整備基本設計業務委託 簡易公募型プロポーザル（一次審査） 選定基準

- 1 評価点の上位より3～5者を選定する
- 2 同点が生じた場合は、以下の順に順位を決定する
 - (1) 市内・準市・市外の順とする
 - (2) (1)で決定しない場合は抽選とする
- 3 参加表明書の提出が1者のみであった場合は、参加資格条件や仕様書の内容が特定の企業に特化していないかを確認の上、問題がなければ審査を行い、委員会の議によりその者を選定することができる

No.	評価項目	配点	参照様式	評価方法			
1	企業の実力 (業務経歴等) (30点)	企業の保有する技術職員の状況	6	1	技術者数(換算) 10人以上 6点 技術者数(換算) 5人以上10人未満 3点 技術者数(換算) 5人未満 1点	技術者数=①の人数×1+②の人数×0.5 (換算)	技術者資格 ①一級建築士・建築設備士・技術士 ②その他
		企業の保有する有資格者数	6		有資格者数 10人以上 6点 有資格者数 5人以上10人未満 3点 有資格者数 5人未満 1点	技術者資格 一級建築士・建築設備士・技術士	
		企業の主要業務実績 (過去5年間の業務実績)	6	2	主要業務の実績=(1×件数+0.5×件数+0.3×件数)×業務内容 合計点5以上→6点、3以上→3点、3未満→1点	主要業務の受注形態 単独 1 JV 0.5 協力 0.3	業務内容(最大の1件について) 40,000㎡以上 1 20,000㎡以上～40,000㎡未満 0.5 その他 0.2
		企業の同種・類似業務実績数 (過去5年間の業務実績)	6				
		企業の受賞実績 (過去5年間の受賞実績)	6	4	受賞実績件数5回以上 6点 受賞実績件数1～4回 3点 受賞実績件数 なし 0点	※平成21年国土交通省告示第15号別添2による類型4に該当する施設 →事務所、銀行、本社ビル等(ただし、「同種」のものを除く)	
2	配置予定技術者の能力 (技術職員の経験と能力) (70点)	総括責任者の資格・経験	10	5	総括責任者の資格・経験=経験年数×技術者資格係数 (1=10点 0.5=7.5点 0.25=5点 0.2=3点 0.1=1点)	経験年数 25年以上 1 20年～25年未満 0.5 13年～20年未満 0.2	責任者資格係数 一級建築士 1 その他 0.5
		総括責任者の業務実績 (過去5年間の業務実績)	20		総括責任者の業務実績=業務内容×技術者実績件数 (1=20点 0.5=15点 0.25=10点 0.2=7点 0.1=5点 0.04=3点)	業務内容(最大の1件について) 40,000㎡以上 1 20,000㎡以上～40,000㎡未満 0.5 その他 0.2	責任者実績件数 3件以上 1 2件 0.5 1件 0.2
		総括責任者の繁忙度	5	総括責任者の繁忙度 0件 5点 1件 3点 2件 1点 3件以上 0点	内容 本委託の業務期間と過半が重複するものを1件とする		
		主任技術者の資格・経験	10	6	主任技術者の資格・経験=経験年数×技術者資格係数 (1=10点 0.5=7点 0.25=5点 0.2=3点 0.1=1点)	経験年数 20年以上 1 15年～20年未満 0.5 13年～15年未満 0.2	技術者資格係数 一級建築士 1 その他 0.5
		主任技術者の業務実績 (過去5年間の業務実績)	20		主任技術者の業務実績=業務内容×技術者実績件数 (1=20点 0.5=15点 0.25=10点 0.2=7点 0.1=5点 0.04=3点)	業務内容(最大の1件について) 40,000㎡以上 1 20,000㎡以上～40,000㎡未満 0.5 その他 0.2	技術者実績件数 3件以上 1 2件 0.5 1件 0.2
主任技術者の繁忙度	5	主任技術者の繁忙度 0件 5点 1件 3点 2件 1点 3件以上 0点	内容 本委託の業務期間と過半が重複するものを1件とする				
評価点合計		100					